

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	揖斐川町 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

揖斐川町長は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

揖斐川町長

公表日

令和7年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の、町内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。 ・また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、町にあっては世帯主から保険料を徴収している。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。 ・揖斐川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険料の賦課・徴収 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込システム、口座システム、滞納整理システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム、国保総合システム／国保情報集約システム／医療保険者向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険システムファイル 2. 国民健康保険税システムファイル 3. 国民健康保険(給付)システムファイル 4. 収納消込システムファイル 5. 口座システムファイル 6. 滞納整理システムファイル 7. 宛名管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表44の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 37条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 〈公金受取口座情報の利用〉 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 ・番号利用法 別表 項番135
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく省令第2条の表 (情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項番(2、3、6、42、48、56、65、69、83、87、131、141の項) (番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項番(69、70の項) 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 〈公金受取口座情報の利用〉 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部住民生活課
②所属長の役職名	住民福祉部住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部政策広報課デジタル推進室 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民福祉部住民生活課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☒ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民健康保険システム等へのアクセスが可能な職員は、ID、パスワードにより限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月8日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込システム、口座システム、滞納整理システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込システム、口座システム、滞納整理システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム/次期国保総合システム/国保情報集約システム	事後	
平成29年11月8日	I-5-②所属長	住民福祉部住民課長 岩間 明宏	住民福祉部住民課長 高木 英樹	事後	
平成31年3月19日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込システム、口座システム、滞納整理システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム/次期国保総合システム/国保情報集約システム	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込システム、口座システム、滞納整理システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム、国保総合システム/国保情報集約システム	事後	
平成31年3月19日	I-5-②所属長の役職名	住民福祉部住民課長 高木 英樹	住民福祉部住民課長	事後	
令和2年12月16日	I-1-②事務の概要		⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和2年12月16日	I-1-③システムの名称		医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和2年12月16日	I-3 個人番号の利用		〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第一 項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年12月16日	I-4-②法令上の根拠		〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年12月16日	I-5-①部署	住民福祉部住民課	住民福祉部住民生活課	事後	
令和2年12月16日	I-5-②所属長の役職名	住民福祉部住民課	住民福祉部住民生活課長	事後	
令和2年12月16日	I-7 請求先	総務部総務課	総務部総務防災課	事後	
令和2年12月16日	I-8 連絡先	住民福祉部住民課	住民福祉部住民生活課	事後	
	I-7-請求先	総務部総務防災課	総務部総務課	事後	
令和3年8月19日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-3 法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	
令和4年12月28日	I-1-②事務の概要	追記	・国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の、町内に住所を有する者すべてを ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報の取得等事務	事前	
令和4年12月28日	I-3 個人番号の利用	追記	〈公金受取口座情報の利用〉 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 ・番号利用法 別表第2 項番42	事前	
令和4年12月28日	I-4-② 法令上の根拠	追記	〈公金受取口座情報の利用〉 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事前	
令和5年3月6日	I-7-請求先	総務部総務課	総務部政策広報課デジタル推進室	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月18日	I-3 個人番号の利用	1、番号利用法第9条第1項別表第一項番10 ・番号利用法別表第一の主務省令第10条4、10条5項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令第24条1、24条2、24条3、24条4、24条5、24条6 2、国民健康保険法(昭和三十三年十二月二十七日法律第百九十二号) ・第9条(届出等) ・第22条(準用規定) ・第42条(療養の給付を受ける場合の一部負担金) ・第44条 ・第52条の2(入院時生活療養費) ・第54条(療養費) ・第55条(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合) ・第56条(他の法令による医療に関する給付との調整) ・第57条の2(高額療養費) ・第57条の3(高額介護合算療養費) ・第58条(その他の給付) ・第63条(保険給付の制限) ・第64条(損害賠償請求権) ・第72条(調整交付金等) ・第76条(保険料) ・第77条(保険料の減免等) ・第78条(地方税法の準用) ・第116条の2(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例) 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第一 項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	・番号利用法第9条第1項別表44の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法第9条第1項(利用範囲)別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 37条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 〈公金受取口座情報の利用〉 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 ・番号利用法 別表 項番135	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (番号利用法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項番及び番号法別表第二の主務省令(項番1・主務省令第1条、項番2・主務省令第2条、項番3・主務省令第3条、項番4・主務省令第4条、項番5・主務省令第5条、項番11・主務省令第10条、項番14・主務省令第11条、項番17、項番22、項番26・主務省令第19条、項番27・主務省令第20条、項番30、項番33、項番39、項番42・主務省令第25条、項番58、項番62・主務省令第33条、項番78、項番80・主務省令第43条、項番87・主務省令第44条、項番93・主務省令第46条、項番97・主務省令第49条、項番106・主務省令第53条、項番109) (番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項番及び番号法別表第二の主務省令(項番42・主務省令第25条、項番43、項番44・主務省令第26条) 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 〈公金受取口座情報の利用〉	番号利用法第19条第8号に基づく省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項番(2、3、6、、42、48、56、65、69、83、87、、131、141の項) (番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項番(69、70の項) 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 〈公金受取口座情報の利用〉 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	